

# 中学校教科書採択についての弁明を求める請願書（第五）

松山市教育委員会 様

2016年4月28日

請願団体  
えひめ教科書裁判を支える会

## 【請願の趣旨及び理由】

### 「2016年1月定例会」において全く審議されなかった『請願書』

下記に再録した請願書は、2016年1月の「定例会」の議題となった『中学校教科書採択についての弁明を求める請願書（第三）』である。内容を少し見てもらえれば一目瞭然のように、それは、2015年10月の定例会で議題となった別の『請願書』についての各委員らの発言を受け、それに対して新たに書き、提出した『請願書』である。

したがって、当該『請願書（第三）』の内容について、それまでに、松山市教育委員会において審議されたことは全くないものである。しかし、「2016年1月定例会」において、松山市教育委員会は、以下のような理由で全く審議をしなかったのである。

委員長

〔略〕 請願第4号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書（第三）」を議題といたします。

〔略〕

この件に関しては、平成27年10月、11月の定例会でも取り上げており、審議は尽くしたと判断します。よって、不採択としたいと考えますが、ご意見ございませんか。（異議なし）

それでは、請願第4号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書（第三）」について、本件は不採択と決定いたしました。

（2016年1月定例会「会議録」）

つまり、「2016年1月定例会」において議題となった「請願第4号『中学校教科書採択についての弁明を求める請願書（第三）』」は、上の「会議録」にいう「平成27年10月、11月の定例会でも取り上げ」たものとは全く別のものであり、した

がって、「審議は尽くした」はずなど有り得ないものであるにもかかわらず、上のような虚偽の「理由」をつけて、その審議を拒否したものである。

よって、下記の『中学校教科書採択についての弁明を求める請願書（第三）』についての審議を再び求めるものである。

#### 【請願事項】

- 一 松山市教育委員会及び各委員らは、「1月定例会」において、上記「虚偽の理由」を付して全く審議しなかった下記『中学校教科書採択についての弁明を求める請願書（第三）』について、今度こそは審議すること。

その審議を、下記「弁明要求事項」に即して具体的かつ誠実に行わなければならないことは言うまでもない。

なお、請願者らは「5月定例会」に、請願権に基づく請願者として出席する予定ゆえ、松山市教育委員会においては、あらかじめそのための席を用意されるよう要請する。

.....

### 中学校教科書採択についての弁明を求める請願書（第三）

松山市教育委員会 様

2015年12月28日

#### 【請願の趣旨及び理由】

松山市教育委員会は、私たちが10月17日の定例会に連名で提出した「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」に対して、その内容に即した具体的審議をしませんでした。あるいは、為し得ませんでした。「官公署」に提出された請願は「誠実に処理しなければならない」（請願法5条）にもかかわらず、その法的義務を全く果たさなかったのです。

そこで私たちは、上記定例会の「会議録」における各委員の発言に基づいて、以下の事項に対する弁明を求めますので、今度こそは、自らに課されている法的義務を誠実に履行するよう強く要求します。

## 【請願事項】

- 一 松山市教育委員会及び各委員らは、「1月定例会」において、請願者による当「請願」の趣旨説明を受けた後、下記の「弁明要求事項」に対する説明・弁明を、その内容に即して具体的かつ誠実に行うこと。

なお、請願者らは「1月定例会」に、請願権に基づく請願者として出席する予定ですので、松山市教育委員会においては、あらかじめそのための席を用意されるよう要請します。

## 【弁明要求事項】

私たち請願者が10月定例会に提出した請願書に対する教育委員会の対応は、上記「趣旨」のところに記しましたように、「誠実な審議」とはとても呼ぶことができないものでした。その代わりにあったのは、一つの「弁明要求事項」に対して、一人の委員だけが、その担当であるかのように、当該採択に対する正当化の発言を述べるというスタイルでした。それは、あらかじめ作られたシナリオを想起させるものでもありました。

さらに、その発言内容は、以下に見ていくように、私たちが「弁明」を求めた内容に、誠実に正面から向き合っているものではありませんでした。

上記のように、審議は全くなかったけれども、発言は、各「質問」につき一人ずつではあれあったので、以下、それに基づいて、再度、「弁明」を求めることとします。

## 一 『学校報告書』等々の内容を無視して育鵬社版を採択した理由をめぐって

### 【10月定例会に提出した『請願書』における「弁明要求」の内容】

『学校報告書』・『調査部会報告書』・『採択委員会の意見』等、学校現場及び学校関係者らは東京書籍版歴史教科書の使用・採択を希望していたにもかかわらず、そうではない育鵬社版教科書を採択したのはどうしてでしょうか？ その弁明を求めます。

上記に対する発言だと思われるものに、次のような、牛山委員の発言がありました。

学校現場の中で、それから学校関係者の方々が東京書籍版を希望していたにもかかわらずというようなことがその請願の中に書かれていましたが、調査は多数決の希望調査を行ったわけではなく、優れていると思われている事項について、報告を求めたものであったと私は理解しております。その報告の内容については参考資料として目を通してしていると申し上げたいと思います。(牛山委員)

上記の発言に対して、以下、弁明を求めます。

#### 【牛山委員に対する弁明要求】

(1) 牛山委員は、『学校報告書』について、「調査は多数決の希望調査を行ったわけではなく、優れていると思われている事項について、報告を求めたものであったと私は理解しております。」と述べました。

これで一体、何を言おうとしているのか不分明ですが、実際の『学校報告書』では、「希望」という言葉自体はなくとも、各学校が「優れていると思われる」教科書(会社)の「優れていると思われる事項」等を、「所見」欄に記しています。

そして、牛山委員の言うその「優れていると思われる事項」を最も多く記されたのが東京書籍版であり、次に帝国書院・日本文教出版が続き、採択された育鵬社版に関しては、市内のいずれの学校も「優れていると思われる事項」を全く記していなかったことはご存知だと思います。

そして、このような「報告の内容については参考資料として目を通してしていると申し上げたいと思います。」ということであり、その結果は、その「報告の内容」として全く評価されていない育鵬社版の採択でした。

以上からすると、委員の言う「目を通すこと」とは、言葉どおり、ただ、「目を通した」だけで、その「内容」は無視したということと同義になります。

牛山委員のいう「目を通すこと」とは上記のような意味のものであるということでは間違いありませんか？

(2) そうではなく、少なくとも、「報告の内容」を「参考資料」としたと、もし、牛山委員が主張されるならば、どのような参考の仕方をすれば、「報告の内容」において最高評価の東京書籍やそれに続く評価の帝国書院・日本文教出版ではなく、逆に全く評価されていない育鵬社版を「採択会議」(当該・教委定例会)において推薦・主張することとなるのか、わかりやすく、かつ、具体的に弁明してください。

## 二 他社の教科書との内容比較に関する審議を行わぬまま採択したことをめぐって

#### 【10月定例会に提出した『請願書』における「弁明要求」】

育鵬社版歴史教科書を採択するにあたって、他社の歴史教科書との内容比較に関する審議を、なぜ行わなかったのでしょうか？ また、そのような比較作

業・審議を行わぬまま、なぜ育鵬社版教科書を採択したのでしょうか？ その弁明を求めます。

上記の「弁明要求」に対しては、金本委員長から、次のような発言がありました。

私からも、教科書の内容比較に関する審議を行っていないとありますが、採択の場では東京書籍と育鵬社版についての意見が出されました。それ以外に別の意見がなかったために採決を行いました。

上記は、「教科書の内容比較に関する審議を行っていない」理由として、つまり、「審議を行わなかった」理由として、「東京書籍と育鵬社版についての意見が出され」「それ以外に別の意見がなかった」ことを挙げています。

しかし、「審議」とは、「会議において議題を慎重に評議・検討すること」（ブリタニカ国際大百科事典）です。したがって、「東京書籍と育鵬社版についての意見が出され」たことのみをもって、それを「審議」に置き換えることができないことは、上の「審議」の意味から、あまりに明らかです。

よって、以下に対する弁明を求めます。

#### 【金本委員長に対する弁明要求】

(1) 「東京書籍と育鵬社版についての意見が出され」たことのみをもって、「審議」が行われたとすることができる根拠を示してください。

(2) 「東京書籍と育鵬社版についての意見が出され」、そして「それ以外に別の意見がなかった」としても、「東京書籍と育鵬社版」が、『学校報告書』・『調査部会報告書』・『採択委員会の意見』ではどのように評価されているか等をめぐっての審議を行うことはできました。

あるいは、本来すべき『調査報告書』等に基づく審議・採択を行わず、委員らのみで教科書の調査研究もできると主張するのであるならば【注1】、（それは本来、違法な採択手続ではあるけれども）少なくとも、その二つの「意見」に対し、各教科書の実際の記述内容に即した審議が行えたはずです。

以上であるにもかかわらず、それらを、あえて行わず、「東京書籍と育鵬社版についての意見が出され」ただけの時点で、即、採決を行ったのはどうしてでしょうか？

### 三「調査部会等の報告内容を踏まえて判断・採択を行った」という件をめぐって

#### 【10月定例会に提出した『請願書』における「弁明要求」の内容】

私たちは、今回の採択は、（採択の根拠法である）無償措置法が要請する「採択の在り方」（＝「採択は教育専門的知識経験と判断を必要とする。」）に違反す

る採択であったと認識しています。

しかし、松山市教育委員会が、今回の採択は無償措置法に違反した採択ではないとの認識ならば、その法的根拠を私たち市民に説明・弁明することを求めます。

上記の「弁明要求」に対しては、松本委員から、次のような発言がありました。

質問の中に採択は、教育専門的知識経験と判断を必要とする規定に反する採択であったということが書かれてありますが、専門的な意見を求めるために調査部会等に報告を依頼しております。それらの報告も踏まえて教育委員の判断であります。

上記に対し、以下の弁明を求めます。

#### 【松本委員に対する弁明要求】

松本委員は、「(調査部会等の) 報告も踏まえて教育委員の判断 (を行った)」と述べています。

しかし、12月定例会に提出した『中学校教科書採択についての弁明を求める請願書(第二)』でも具体的に検証したとおり、『調査部会報告書』では、東京書籍の評価が他社に比べてずば抜けて高いものでした【注2】。このような「調査部会の報告内容」をどのように「踏まえた」結果、そこでの評価が低い育鵬社版採択となったのか、その経緯と理由を具体的かつ明瞭な形で示してください。

また、『調査部会報告書』での評価が他社に比べてずば抜けて高い東京書籍を無視・排除して育鵬社版を決定した採択が、どうして、「調査部会等の報告内容を踏まえた判断・採択」と言い得るのか、その理由と根拠を明快に示してください。

以上

#### 【注1】

[7月定例会での松本委員の発言(7月14日)]

「調査期間も十分にありますので、教育委員で調査可能な冊数であるということをお場で申し上げておきたいと思います。」

(「松山市教委ホームページ」より)

[市議会での山本教育長の答弁(9月16日)]

「今回の教科書採択でも、各自がそれぞれの教科書について時間をかけて調査・研究を行った結果、採択したものであり、十分な審議であったと言えると考えています。」（「松山市教委ホームページ」より）

## 【注2】

調査部会報告書（歴史）によれば、多くの学校・教員が希望・推薦した東京書籍版と、希望・推薦が皆無であった育鵬社版とでは、その評価に、以下のような大きな違いがあります。

調査部会の「調査報告書」の「所見」欄では、各観点に対する評価を示す言葉として「配慮されている」「工夫されている」「適切である」等々の言葉が多用されています。そして、それぞれの評価の程度に応じて、たとえば、ただ「配慮されている」という言葉の場合もあれば、より高い評価を示すために、「極めて配慮されている」と記されている場合もあります。

「調査報告書」では、この「極めて」と同じように、通常より高いレベルの評価を示す言葉として、ほかに、「大変」「特に」等が使われています。つまり、より高い評価を示すこれらの言葉の使用数によって、その教科書に対する全体的な評価が明白な形でわかるように、当「報告書」は作成されています。

「調査報告書」において、東京書籍版では、この「極めて（適切である）」「大変（分かりやすく工夫されている）」「特に（充実している）」等の言葉が、合計9回使われています。

一方、育鵬社版では、ただ「工夫されている」という言葉が何度も出てくるだけで、その言葉の前に、「極めて」「大変」「特に」等の言葉は一切使われていません。

つまり、「調査報告書」における両教科書に対する評価の大きな違いは歴然としています。